

Title	坂田 吉雄 著 『天皇親政：明治期の天皇観』
Sub Title	Yoshio Sakata, The direct Rule of Tennō : Understanding Tennō in the meiji era
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.3 (1989. 3) ,p.124- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890328-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

坂田 吉雄 著

『天皇親政——明治期の天皇観——』

はじめに

福沢諭吉が、「皇室は政治社外のものなり。苟も日本国に居て政治を談じ政治に関する者は、其主義に於て皇室の尊嚴と其神聖とを濫用す可らず」と書きはじめた『皇室論』を発表したのは、明治十五年であった。彼はここで、徹底的に立憲政治における君主の在り方を説いた。それは天皇専制への傾斜を排除するものであった。すなわち、「専制独裁の政体にては、君上親から才機に当て直に民の形体に接するものなりと雖ども、立憲国会の政府に於ては、其政府なる者は、唯全国形体の秩序を維持するのみにして、精神の集点を欠くが故に、皇室に依頼すること必要なり」（傍点Ⅱ内出）として、国家・国民の統合象徴に「皇室」を位置づけたのである。それだけに、福沢には、皇室の政治化の危険が予知されていたのだったし、それを次の

ように指摘することで、警鐘をならしていたのだった。

「凡そ政党に免かる可らざることなれども、保守論者の流より之を見れば猜疑なきを得ず。彼等は口に甘き言を唱れども、内心は甚だ危険なる者なり、去迎は恐ろしき次第、これを捨て置く可らずとて、何の手段もなくして唯容易に皇室の名を用ひ、公に皇室保護などと唱へて経営する其有様は、恰も皇室の名義中に籠城して、満天下を敵にする者の如し。」（傍点Ⅱ内出）

残念ながら、福沢のこの警鐘は日本国民の耳朵に触れるところ強くなかったことは、私たちの近代史に明らかである。たとえば、大正二年の憲政擁護運動における尾崎行雄の「玉座を以て胸壁となし、詔勅を以て弾丸に代えて政敵を倒さんとするもの」との桂太郎首相弾劾演説は、もはや「皇室の名義中に籠城して満天下を敵にする」政党政治の権力ゲームが、確立された一つのゲームのルールになっていることを如実に示している。さらにはまた虚偽の天皇親政、あるいは幻想的なそれが多様に相互補完的に高唱され、異議を暴力的・法律的に踏み破りながら私たちは破滅への道を着実に歩んでいった。

この事実を私たちは、敗戦後に、国民的経験として確定し累積し、さらには遺産として継承可能な形に結実できてはいない、と言ふべきであらう。福沢が明確に指摘しているように、天皇の天皇制としての存在は、W・パジョットがイギリスの皇室について語った、その機能としての尊嚴的部分と実践的部分を分

化しきれず、むしろ天皇の象徴性の刷り込みが「心根の天皇制」として国民化している以上、天皇制打倒あるいは廃止の論理が「心根」によってはね飛ばされるまでに確立された現実を、私たちは確認すべきである。むしろ、そこを始発点としたときに課題として定立すべきことがらが残されているのではないか。

昭和終焉の瀬戸際にあるとき、天皇制を古代王権の性格に還元する自己説得的正統化よりも、近代天皇制の形成過程をこそ、私たちはいま顧みる意味があると思われる。その論脈で、私は本書をとりあげるのである。

一

「明治維新は王政復古に始まっている。だが、王政復古と明治維新とは分けて考えられなければならない。というのは、明治維新の中心事業は封建制社会の変革、すなわち、廃藩知県とそれに続く身分制の廃止という社会的変革にあったが、このような社会的変革の構想は、王政復古成就の後になって始めて現われたものであって、王政復古の過程の中では、まだ誰の頭にも浮んでいなかった。」(二頁) この王政復古と明治維新の、後世からすればまぎれない歴史の連続過程が、実は王政復古(レス・トレーション)と明治維新がそれぞれ個別特殊な課題として、状況的史脈の中で発現している事態を、私たちはまずもって確認することからはじめねばならない。公武合体運動にしても尊王攘夷運動にしても、公議政体論にしても、幕府が鎖国体制を

維持し、国家意志の決定を必要としない政治的現実が破綻した時、しからば国家意志の決定主体をどこにどのようなようにして措定するか、をめぐる論点が中心になっていたはずである。したがって、「王政復古は、あくまでも、封建政治体制の枠内で考えられていたのであって、現存の封建政治体制のもとで、天皇を国策の最終決定者とすることによって、国論の統一、したがってまた国民の統一をはかる」(八頁、傍点Ⅱ内山)ことこそが目的であった。

だが、「国策の最終決定者」たる天皇の定礎にもかかわらず、幕府の政策決定の追認者として現実の天皇が位置づけられたことは、「非義の勅命は勅命に非ず」とする、正統性と合法性の分離を惹起する。したがって、ここに大政奉還が必然的に発現する契機があった。だが、大政奉還によって、『朝権一途ニ出ル』ようにするということは、幕府が自己の立場を固執することなく、天皇の決定を真に絶対的なものとして、国論の統一をはかるということであった」のだが、それはただちに「天皇独裁の政治体制をみとめるということではない」のであり、「国策の決定に当っては、『広く天下ノ公議ヲ尽ス』という手続きを踏むということが前提されていた」(九頁)のだった。著者はかくして、王政復古を次のようにまとめあげる。

「王政復古とは、天皇親政・公議輿論の二大原則のもとに国民統一を確保しようとしておこなわれた政治体制の変革であり、天皇は日本における唯一最高の権威者であって、

この最高権威者による裁定は是非を超越する聖断としてそれには国民の全てが無条件に従うという原則を確立することであった。聖断は是非を超越する絶対的裁定であるという点で、天皇親政の原則は非合理的なものであったが、決して不合理なものではなく、当時においては、最も合理的であるとともに最も現実的なものであった。（一〇頁、傍点（内山））

この「合理的」近代天皇制の創出は、当然のことながら、政治制度理念における合理性と非合理性の問題を、本質的に、抱懐している。それはすなわち、この天皇親政と公議輿論が相互に矛盾する観念であることに表われている。ただ、王政復古時においては、伝統的観念としての天皇親政に力点がおかれ、公議輿論の実効性は無視されるという不合理が、現実合理的力点として評価されたところに、政治の合理性が姿を現わしているのである。だから、著者が説いているように、徳川慶喜が「公議輿論を楯に天皇親政を否定しようとしなかったことで、国内分裂が避けられて王政復古が実現した」のであり、だからこそ「公議輿論を無視して実現された王政復古は、まさに、公議輿論を無視して実現されたというそのことのために、多難の道を歩まなければならなかった」（十二頁）点を、私たちは見据えておかねばならないのである。

この公議輿論の無視という王政復古のイロニーは、天皇親政によるわれた薩長政権というイメージを国民に与えることにな

る。その疑惑のイメージをどうとくかが新政権の課題になる。

それへの対応が「王政維新」論であり、明治維新への風景転換であった。新政府を国家統治機関とし、国家政策決定機関としての旧政府を解体、構造変化させようとしたポイントが廃藩置県であった。藩籍奉還から廃藩置県への転換には、まさに、このような変革への意志が包摂されていたのであった。つまり、公議輿論の体制とは、公議輿論で政治を運営することではなく、

「年に四五件もあるかないかわからない重要国策の決定について、諸藩の私心・私見を離れた公論を聞き、それをもとに、全国から集められた人材で構成された政府が国策を決め、天皇の裁可を得て、勅命として諸藩にその実施を命ずる」といったたぐいのことがらにすぎなかった。だからこそ、この矛盾をとくための廃藩置県であったのだし、またそれによって「朝廷」が実質的に日本国政府となり、天皇が日本国の主権者となり、日本帝国の生誕が確認されるのである。藩知事の消失は、かくして、もっとも確実な単一国家の成立を意味し、「王臣」はここではじめて「官僚」として、天皇親政のにない、手として正統化されるにいたる。これが新しい公議輿論体制であった。つまり、旧公議輿論体制にあっては、「天皇は単に象徴的存在にとどまることもできたけれども、官僚政府の専制体制にあっては、天皇が政府の政策を充分理解した上で、厳然たる態度をもって国民に命令を下すことが絶対に必要」（三九頁）な条件になってくる。かくて、「命令者」にふさわしい「君徳培養」が官僚政府

の前提になるのである。

だが、征韓論問題によって下野した参議たちが、西郷の大使派遣中止決定を岩倉の専断として、〈聖断〉の名目性を暴露し、近衛将校の多数が天皇の慰留にもかかわらず辞職したことは、聖断否定の可能性を明らかにした点で、政治体制の危機を招いたのだった。この危機解決の線上に、天皇親政原理の一方的重視の是正としての公議輿論原理の回復がある。大久保利通の「立憲政体に関する意見書」での「君臣共治の制」がこれである。

だが、「天皇ハ我輩人民ト同ジク人類ナレバ、從令イ、天皇の權ト雖モ、我等人民ヲ待ツニ牛馬ヲ以テシ玉ウヲ善シトスルノ理ハ決シテアルベカラズ」(『国体新論』)との加藤弘之の論旨が、たとえ「政府首脳の考えの底にあったものを、論理的に大胆卒直に論述した」(六〇頁)ものであったにしても、君徳培養の任に当たっていた、たとえば元田永孚たち侍補にはこの型の君臣共治はありようもない。彼らは儒教における理想政治たる堯舜政治の天皇による実現をこそ原理とする天皇教育を想定している。ここでも政府は乗りこえるべき対象を発見しなければならなかったのである。

この善政イデオロギストたちにとって、天皇親政とは、国民全体の幸福を目的とする仁政でなければならず、それは国民側の仁義忠考の道徳観念自覚による社会秩序の安定でなければならぬ。したがって、国民の道徳観念が高揚する施策をこそ政府は実現しなければならないのであって、公議輿論原理の発動

ではありえない。ここに、近代官僚の政治的合理性と儒学者の政治的道義性の対立が明らかになる。

結局は、侍補の廃止としてこの対立は解決されるのだけれども、その結着のつけ方は、明治官僚政府のあり方を明らかにしている。すなわち、「政府にとつても、天皇親政の立場からいって、天皇の命令は絶対であった。しかし、政府の意に反しても勅命に従わなければならないということでは、政府としての責任はとれなかった。勅命は、政府の伺いに対する震断として降さるべきものであって、侍補たちのような局外者の意見にもとづいて降されてはならないものであった。侍補の廃止は、表面的には、「侍補ノ申シ立ニ依」って決められたということになってはいたが、宮中・府中の別を明らかにし、政務に関しては政府が一切の責任をとるという立場から、侍補が廃止されることになった。」(七一頁)

このポイントで明らかにしておかねばならないのが、為政者像の転換の現実である。すなわち、明治維新が富国を国家目標として定礎したとき、国家は近代化へと転回するのであり、その場合の為政者は、利益の増進を至上命令とした「公事」に専念する近代官僚でなければならなかったのである。他方、侍補たちにとって、為政者は「義」を中核とする君子でなければならず、その究極点に天皇が存在しなければならない。つまり、近代からすれば、天皇は「私事」の世界に属してしまうことになる。とすれば、為政者としての近代官僚の「公私の別」は逆

転してしまふ。それが、ここでの政治道德のあり方の新しい表出の意味だったのである。

二

第四章欽定憲法以下第一〇章天皇機関説問題にいたるまで、著者はこの天皇親政と公議輿論との相剋を基軸に、《明治》の時代相のひだに分け入ってゆく。まず第一は、明治二三年国会開設の問題である。その場合、いわゆる官権党にしても民権党にしても、立憲君主制以外の政体が想定されていない点を銘記しておく必要がある。そこでの民権党の主張は、公議輿論を抑圧する有司専制の排除であつて、天皇親政原理は保存されている。前述したように、それは政府側も確実に認識しており、問題は、著者も指摘しているように、「どのような形で『天皇親政』体制の中に『公議輿論』を採り入れるか」の方法をめぐる対立であつた。

たとえば、福沢諭吉が先導したイギリス型の立憲政治は、君臨する天皇と政党内閣による政治的「二」原」理論であつた。だからこそ、福沢やその系統の改進黨の政治論は、天皇親政体制への公議輿論の取り込みを考える政府とは、決定的に対立するところとなるのである。最有能史井上毅がその危険を見破らないはずはない。彼は原理の転回が、「主権ハ専ラ議院ニ在リテ、国王ハ徒ニ虚器ヲ擁スルノミ」と危機感を明らかにし、「是ニ反シ、普魯西ノ如キハ、国王ハ國民ヲ統ブルノミナラス、且、

実ニ国政ヲ理シ、立法ノ権ハ議院ト之ヲ分ツト雖、行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在リテ敢テ他ニ讓与セズ。国王ハ議院政黨ノ多少ニ拘ラズシテ其ノ宰相執政ノ撰任スルモノトス。但、實際ノ実情ニ從テ、多クハ議院輿望ノ人ヲ採用スト雖、其権域ヲ論ズルトキハ、決シテ議院政黨ノ左右ニ任ズルコトナシ」と確言しているのは、この意見書が岩倉名儀で太政大臣と左大臣に（明治十四年）提出されていることから見て、政府側が二原理のぎりぎりの併立をもつて事態への対処を考えていたことを証明する。

とりわけ、政党内閣制論は絶対に彼らの天皇親政論とは相容れない論説であつた。つまり、政府組織を決定するのは天皇大権に属することからであるからである。したがつて、そこに成立するのは天皇の政府以外ではない。しかし、立憲制は君主の大権を制限することをもってその特色とする以上、日本における立憲制への移行は、天皇大権の制限を意味しなければならぬ。この本質的矛盾を矛盾としない権力構成の規定こそが欽定憲法の秘奥でなければならなかつたはずである。その事情は次のように明らかにされる。

「日本の場合においては……國民に天皇の政治を翼賛させるという趣旨から天皇みずからその大権を制限することによつて憲法政治に移行するものであり、したがつて憲法はあくまでも『欽定憲法』であり、天皇大権はなにも憲法によつて生じたものではなく、本来的に天皇に附属するもの

であるとして、特にいくつかの大権が憲法に明記された。憲法政治による国家意志への服従が、依然として、尊厳なる天皇の命令への服従という形で実行されることになったのである。」(九五頁)

教育勅語(第五章)制定に当って、伊藤博文が元田永孚の「教育大旨」による仁義忠孝の教学主義に反論して、それこそ旧来の陋習に復古することを恐れ、道徳を教育の基本に据えることに反論したことは覚えておくべきことがらである。にもかかわらず、徳育問題として明治二三年に山県内閣の手によって元田論が復活された。山県の発想は短絡はできないが、明治十五年の軍人勅諭による精神主義涵養を通じての政府軍の国軍化に結実した点を考え合わせる必要がある。ただ、井上毅がまとめあげた草案の意図は、勅語が絶対に天皇の權威をそこなうことなく、つまり、国の内外からのいかなる論議批判の対象にならない、という点にあった。言いかえれば、無色無味無臭の勅語でなければならなかったのである。したがって、この内容が国家主義的色彩調に染めあげられるには、日清戦争という国家存立の危機に際会して、「教育勅語の国家主義的解釈以外の解釈は社会的に許されなくなった」(二三頁)事態が必要であった。

公議輿論体制を立憲君主制にすり合わず点でもっとも大きな困難は、政党政治の導入であることにふれた。本書では第七章政党内閣、第八章第二流内閣がそのために提出されている。その場合、国家予算の決定は当然のこととして議会の協賛

をえなければならぬ。だが、前述したように、総理大臣の任免権は天皇の大権に属し、推挙する母体は薩長首脳会議である。この元勳がたとえ薩閥意識をこえたところで首相を推薦するにしても、外部からみればそれは薩閥の脈絡でしか考えられない。したがって、民党の対政府策は、もっぱら国家予算案が対象になる。だから、もし国家予算策定を産業国家日本を至上命題とし、さらに軍拡政策を前提とすれば、政府の選択肢は憲法の否定か、政党との妥協かのいずれかになる。

少なくとも伊藤博文は後者を選択した。ここで、さらに厄介な場合が「天皇親政」にかかわってくる。「元老の間に意見の対立があつて、天皇みずからが総理大臣を任命しなければならぬ場合、天皇が任命してその者が引受けようとしぬ場合」(二六九頁)である。現に、こうした実例は枚挙にいとまがない。たとえば松方正義が進歩党と決別して独自の方途を探った際「政党的内閣たらんよりは、寧ろ独力敢行して所謂松方流を發揮するに如かず、議会の解散亦已むを得ざるべし、曖昧にして一時を糊塗するは、朕の執らざる所なり、卿宜しく主義を持し、一貫して以て進むべし」と天皇から激励されている。また、最後の手段として、勅語の喚発を求める方策があつたことは前述した通りである。

いわば、帝国憲法下の立憲政治にあつては、政党政治が機能する領域が明確化されず、この変態政党政治が公議輿論と天皇親政をリンクできないところに、政治体制が国内外の状況によ

って規定されるという特性をもつ原因があった。したがって、首相および閣僚は常に主権者天皇の輔弼責任を痛感することを第一とし、現実には議会の政党勢力によって動かされる、という決定的矛盾を露呈することになる。

この矛盾の露呈は、天保世代にかわつた少壮者を意味する「第二流」内閣にあつて判然としてくる。日露戦争による国民総動員に成功しても、その戦後処理は間違いなく、社会の水面上に「民衆」を登場させたからである。それは、いわば動員の結果として発現するものである。民衆がむかう所は公議輿論の発動であり、政党がその表出をになわねばならない。だが、政党は議会のところでぶつんと切れてしまう。にもかかわらず、野党が多数党の位置を占める現実がある。

この過程で南北朝正閏問題がでてくる。これは、天皇制の正統性根拠である万世一系問題であるが、それはまた正統性根拠の論理的、整序化の契機でもあつた。天皇機関説論争(第一〇章)も、この正統性の法理学的整序の問題である。機関説の美濃部達吉が力説したのは、たとえば教育勅語における「国体」論を法学から除外し、合法性の範疇から排除することで、立憲君主制の法理論を確定する点にあつた。したがって、美濃部にしてみれば、大日本帝国を法理学的に国家たらしめる学問的、理論的要請を実践的要請に直結したことで、「変装的専制政治」論である国体論の憲法論への侵入を断つたのであろう。

しかし、上杉慎吉やその師である穂積八東には、立憲君主制

の普遍性よりも、立憲天皇制の特殊性こそが、国家原理として主張すべき正統性根拠であつた。それは間違いなく、政党内閣制にひそむ政党専制の可能性の予知につながっている。つまり、愚民は所詮は政治主体としては承認するべきでなく、天皇親政の精神を体得しうるエリートによる統治機構の確定に主眼があつたはずである。公議輿論はかくてその範囲を限定したところでのみ成立して誤るところがない、と想定しているのだつた。しかし、上杉らの官僚内閣制が官僚専制に陥らない保証は、一にかかつて親政主体天皇の英適にある。とすれば、官僚専制をまた十分に予定されねばならないはずであつた。「明治天皇の崩御によつて天皇親政は明治期を終つた。内に、官僚専制政治への、さらにはまた、軍人専制政治への移行を抱えながら」(三一九頁)と本書が結ばれている、その文節が、私たちの「近代」が現実、に進行した歴史過程への問題を予示している。

おわりに

国家を創設し、それに「近代」のヴェールをかぶせる。「近代」が普遍的概念として認識されればされるほど、国家創設の政治的求心性の支点として「近代」が定礎されねばならなくなる。いわば原理としての「近代」が人にも国にも能動的に作動する。だが、その原理は現実的に機能原理でなくてはならない。いわば、その機能のところ、「近代」の特殊化が行なわれねばならなくなる。普遍的原理としての「近代」と機能原理として

の「近代」のせめぎ合い、それを一身において体現したのが福沢諭吉であり、彼はそれを貫徹せんがために「在野」でなければならなかった。福沢が状況的思考において機能を考え抜いた論理は、だからこそ普遍的原理としての「近代」と決定的矛盾を露呈しなかったのである。

だが、現実政治家たちにそうした質の闊達さは望みうべくもない。求心原理としての天皇親政、そして求心するためには遠心機能をも帯びかねない公議輿論原理が、かくて常態としての対立矛盾を露呈する。その中であって「衆心発達」としての文明の進歩がある。その文明を常に求心のベクトルに組み入れておくべき思考様式とその発現形態を、私たちは私たちの近代、として理解をつくしたのだろうか。その上で「現代」における試行が持続しているのだろうか。

著者坂田吉雄氏は、ほぼ明治に視点を据えた研究者として令名が高い。本書を読むとき、坂田氏の蓄積が天皇親政と公議輿論の対立的政治原理によって発現した明治政治の動力学を明らかにしている。それはまた、歴史解析における視座の意味をもひしひしと伝えてくる。

私は、実証としての歴史解析は、解析者がどのようなキーワードを歴史から析出してくるか、によってその意義を評価する地点に立っている。その意味で、本書は十分に説得力をもっている。もちろん、天皇大権のあり方を立憲制との関連で強調し、ポピュラー・ガバメントをそれに位置づける論法に、あるいは

統帥権の軽視といった批判もありうるだろう。

だが、立憲天皇制を大正・昭和と読み透す場合に、天皇専制や天皇独裁とたとえかたづけざるにしても、「立憲」の視角は放棄できないはずである。そうでなければ、たとえ松下一氏氏が提出した大衆天皇制論における、「共和化」の問題意識（昭和後期の争点と政治）木鐸社、一九八八年）の意義が、明治の近代にまでつながった領野において成立することが分かるまい。

本書についても一つあげたいことがある。それは、文体の問題である。本書には、いわゆる章末註がない。もちろん、出典は示されているが、読み下してゆくのに邪魔にならないように書き加えられている。それが本書を読みやすくしている、その意味を高く評価すべきである。私自身、専門家ではないので、本書の評価は十全ではない。だが、素人に近ければ近いだけ、本書の論述を理解できる、一つの角度はありうるはずである。

坂井氏に大正・昭和の天皇親政論を求めるのは多望であろう。坂井氏の切り口を継承する大正・昭和天皇史論を発表すべき責務は、私たちの世代に属する。明治人の奮闘は、大正・昭和人の意気につらなつたのかどうか。歴史はそれを私たちに突きつけている。

(一九八八・十二・一〇)

(A5判三一九頁 思文閣出版、一九八四年、四、八〇〇円)